

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 25 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 5 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「400」を「0」に、「300」を「0」に、「600」を「0」に、「450」を「0」に、「1,100」を「0」に、「900」を「0」に、「1,250」を「0」に、「1,050」を「0」に、「1,650」を「0」に、「1,400」を「0」に、「2,400」を「0」に、「2,100」を「0」に、「3,100」を「0」に、「〔2,500〕」を「〔0〕」に、「3,600」を「0」に、「2,900」を「0」に、「4,150」を「0」に、「〔3,000〕」を「〔0〕」に、「4,400」を「0」に、「3,200」を「0」に、「4,800」を「0」に、「3,300」を「0」に改める。

別表備考 1 中「第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項、第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項」に改め、同表備考 2 中「所得税法第 92 条第 1 項」を「所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、第 92 条第 1 項」に、「第 41 条第 1 項及び第 2 項」を「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、「第 41 条の 2」の次に「、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加える。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 6 号

津市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則

津市文化振興条例施行規則（平成20年津市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 津市文化功労賞を授与して行う表彰

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 津市文化功労賞は、長年にわたり本市における文化の振興に尽力し、その業績が顕著であると認められるものに対して授与する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 7 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（寄附金税額控除）

第 11 条の 2 条例第 34 条の 5 の 2 第 1 項第 3 号オの規則で定めるものは、三重県知事から三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの指定を受けたもの（同号ホの例により指定を受けたものを含む。）とする。

第 36 号様式その 1 を次のように改める。

第36号様式その1（第21条関係）

市税関係証明書等交付等申請書

（あて先）津市長

年 月 日

1 申請者（申請者が同一世帯の親族を除く代理人の場合は、右の代理人選任届書が必要となります。）

住 所 （所在地）		代理人選任届書 （あて先）津市長 左記の申請者を代理人として選任し、本交付申請手続及び証明書等の受領を委任したので届けます。 年 月 日 住所（所在地） 氏名（名称） 生 年 月 日
ふ り が な		
氏 名 （名称）		
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号		

申請される際は、申請者本人の身分を確認する資料（運転免許証等）を御用意ください。

2 納税義務者（どなたの証明書等が必要ですか。）

津 市 中 の 住 住 所	
ふ り が な	
氏 名 （名称）	（生年月日 年 月 日）

3 申請者との続柄又は関係

☐ 申請者本人	☐ 代理人	☐ 法人の従業員
☐ 同一世帯の親族〔続柄	〕	
☐ その他〔	〕	

法人の証明が必要な場合は、氏名欄に「法人の名称」及び「代表者名」を記入してください。

4 証明書等（どの証明書等が必要ですか。 ☐ 欄にチェックし、必要事項（年度・必要通数等）を記入してください。）

収 納 関 係	☐ 納税証明書（年度・税目別）	☐ 最新分 ☐ 年度	通	☐ 市県民税 ☐ 法人市民税 ☐ 軽自動車税 ☐ 特別土地保有税 ☐ 固定資産税・都市計画税
	☐ 完納証明書	全年度		通 全税目
住 民 税 関 係	☐ 所得証明書	☐ 最新分 ☐ 年分	通	☐ 本人分のみ ☐ 世帯全員分
	☐ 課税証明書	☐ 最新分 ☐ 年分	通	
	☐ 所得・課税証明書	☐ 最新分 ☐ 年度分	通	
軽 関 係	☐ 軽自動車車検用納税証明書		通	標識番号〔 〕
固 定 資 産 税 関 係	☐ 評価証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	☐ 所有物件全部 ☐ 土地全部 ☐ 家屋全部 ☐ 一部
	☐ 課税標準額証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	
	☐ 公租公課証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	
	☐ 評価額・課税標準額証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	
	☐ 住宅用家屋証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	
	☐ その他資産に関する証明書	☐ 最新分 ☐ 年度	通	
	☐ 固定資産課税台帳写し（閲覧）	☐ 最新分 ☐ 年度	通	

☐ 土 地 / ☐ 家 屋	
☐ 土 地 / ☐ 家 屋	

5 申請理由（誤交付を防止するため、分かる範囲で利用目的を記入してください。）

申請理由	☐ 確認 ☐ 児童手当 ☐ 福祉関係 ☐ 公営住宅関係 ☐ 入札参加資格審査関係 ☐ 登記関係 ☐ 裁判関係（訴訟・競売等） ☐ 車検用 ☐ V I S A ☐ 金融関係 ☐ その他（ ）
------	---

事務処理欄（以下は、事務処理で使いますので、記入しないでください。）

申 請 者 確認資料	☐ 運転免許証 ☐ 外国人登録証 ☐ パスポート（旅券） ☐ 健康保険証 ☐ 住基カード ☐ 納税通知書 ☐ 社員（身分）証 ☐ その他〔 〕
---------------	--

発行処理	
------	--

備 考	
-----	--

一部の場合、所在地・地番を記入してください

附 則

この規則中第 36 号様式その 1 の改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第 8 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の16」を「100分の17」に、「100分の4」を「100分の5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に支給される地域手当については、附則第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の17」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 9 号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（随意契約の概要等の公表）

第 9 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 契約に係る申請方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の名称（個人で事業を営む者にあつては、氏名）
- (2) 契約の相手方とした理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

第 10 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結しようとするとき。

第 49 条第 1 項中「100 分の 10」を「100 分の 20」に改める。

附 則

- 1 この規則中第 9 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 10 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同月 8 日から施行する。
- 2 改正後の第 49 条第 1 項の規定は、平成 21 年 4 月 8 日以後の契約に対する損害金について適用し、同日前の契約に対する損害金については、なお従

前の例による。

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 10 号

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則（平成 18 年津市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項中「300 万円」を「130 万円」に改める。

第 52 条第 1 項中「10 分の 1」を「10 分の 2」に改める。

附 則

- 1 この規則中第 39 条第 1 項の改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同月 8 日から施行する。
- 2 改正後の第 52 条第 1 項の規定は、平成 21 年 4 月 8 日以後の契約に対する損害金について適用し、同日前の契約に対する損害金については、なお従前の例による。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 11 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「津市一志体育館」を「津市久居体育館及び津市一志体育館」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第12号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成18年津市規則第267号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第8条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

（指定取消しの通知）

第9条 市長は、条例第7条第1項の規定により指定を取り消すとき、又は前条の規定による届出があったときは、指定事業者に対して奨励措置指定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（地位の承継の届出等）

第10条 条例第8条に規定する地位の承継の承認を得ようとする者は、地位承継承認申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 指定に係る事業を承継したことを証する書類（登記事項証明書等）
- (2) 指定に係る事業を継続することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する地位の承継の承認をしたときは、地位承継承認書（第12号様式）を申請者に交付するものとする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第3項中「産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、当該取得費の支払日」を「事業の開始日」に改め、同項ただし書中「当該取得費の支払日」を「事業の開始日」に改め、同条第4項中「あのつピア」を「あのつピア等」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第2項中「第5条第1項第5号」を「第5条第1項第6号」に、「土地売買契約を締結した日から」を「土地売買契約を締結し、産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後」に改め、同条第3項中「第5条第1

項第6号」を「第5条第1項第7号」に、「（以下「あのつピア」という。）」を「その他市長が特に認めたもの（以下「あのつピア等」という。）」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（特定産業）

第2条 条例第2条第8号の規則で定めるものは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業のうち別表に掲げる業種とする。

附則第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「奨励措置又は固定資産税の特例」を「指定又は奨励措置」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

中分類	備考
金属製品製造業	
はん用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	小分類 武器製造業を除く。
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
電気機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

奨励措置指定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

津市企業立地促進条例第5条第1項第 号による指定を受けたいので、同条例第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の概要

本 社 の 所 在 地			
会 社 の 名 称			
代 表 者 氏 名			
資 本 金 （ 出 資 金 ）	千円	従業員数	人
売 上 高 （ 年 間 ）	千円		
業 種 及 び 事 業 概 要			
そ の 他 参 考 事 項			

2 立地施設等の概要

(1) 施設の概要

施 設 区 分	産業業務施設・工場等・工場等（特定産業）・研究開発施設				
設 置 の 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設				
所 在 地					
規 模	土 地	m ²		建 物	m ²
用 途 地 域	工 専・工 業・準 工 業・その他（ ）				
事 業 費	千円		内	投下固 定資産	千円
			訳	その他	千円
工 事 期 間	着 工	年 月 日		完 成	年 月 日
操 業 開 始 日	年 月 日				
従 業 員 数	人（うち新規採用者 人）				
立地施設における 事 業 内 容					
施設に設置される 機 材					
製造工程等の概要					
以下 研究開発施設の場合のみ記載					
研 究 開 発 計 画 （ 具 体 的 に ）					
成 果 目 標					
現在の事業との関 連 性 に つ い て					

(2) 事業費の内訳

区 分		面 積 (㎡)	取得価額 (千円)
投下固定資産	土 地		
	建 物		
	償 却 資 産		
	小 計		
リ ー ス 等			
他			
計			

(3) 既存施設の固定資産状況 (増設・移設の場合)

区 分		面 積 (㎡)	取得価額 (千円)
投下固定資産	土 地		
	建 物		
	償 却 資 産		
	小 計		

(4) 公害防止関係

環境保全協定の締結 (予定を含む。) の有無 有 ・ 無

3 賃借する施設等の概要

所 在 地	
施 設 所 有 者	
賃 借 面 積	賃貸オフィス ㎡
賃 借 料	円/月 (共益費を含む。)
賃 借 料 単 価	円/月・㎡
事 務 所 開 設 日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うち新規採用者 人)

4 その他の添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款又は規約
- (3) 決算書又は試算表
- (4) 建物の平面図及び投下固定資産に係る明細表
- (5) 売買契約書（土地、建物及び償却資産）の写し
- (6) 土地売買に係る支払が分かるもの（用地取得費助成奨励金のみ）
- (7) 土地の登記事項証明書及び位置図
- (8) 建物の登記事項証明書及び位置図
- (9) 常時雇用する従業員を証する書類
- (10) 環境保全協定の写し
- (11) 賃貸借契約書の写し（外国企業事業所開設準備奨励金のみ）
- (12) その他参考資料

第2号様式（第4条関係）

奨 励 措 置 指 定 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項第 号の規定により指定します。

なお、企業立地奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交 付 基 準	申請期間	添付書類
企業立地 奨励金	指定事業者の立地する産業業務施設又は工場等における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年間交付するものとし、当該施設の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ア 初年度 100／100 イ 第2年度 75／100 100／100 ウ 第3年度 50／100 100／100	当該年度の 固定資産税 完納後30日 以内	1 法人登記事項証明書 2 市税の納税証明書 （該当する税目すべて） 3 収支決算書 4 常時雇用する従業員 を証する書類 5 その他参考資料

第2号様式の2（第4条関係）

奨 励 措 置 指 定 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、研究開発施設立地奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交 付 基 準	申請期間	添付書類
研究開発 施設立地 奨励金	指定事業者の立地する研究開発施設における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年間交付するものとし、当該 家屋及び償却資産 施設の 土地、家屋及び償却資産 に対する固定資産税額に相当する金額に100/100を乗じて得た額とする。	当該年度の 固定資産税 完納後30日 以内	1 法人登記事項証明書 2 市税の納税証明書 （該当する税目すべて） 3 収支決算書 4 常時雇用する従業員 を証する書類 5 その他参考資料

第2号様式の3（第4条関係）

奨 励 措 置 指 定 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 図

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、用地取得費助成奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交 付 基 準	申請期間	添付書類
用地取得 費助成奨 励金	指定事業者が立地する際に、9,000平方メートル以上の用地を取得した場合に、当該用地取得費に100分の20を乗じて得た額（その額が3億円を超えるときは、3億円）を次に掲げる交付基準に基づき交付するものとする。 ア 産業業務施設等の立地に係る事業の開始日の属する年度の翌年度又は事業の開始日の属する年度から、5年間に分割して交付する。 イ 用地取得費助成奨励金と企業立地奨励金又は研究開発施設立地奨励金は重複してこれを交付しないものとする。	産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、事業の開始日の属する年度の翌年度の5月31日まで又は事業の開始日の属する年度	1 土地の登記事項証明書 2 法人登記事項証明書 3 市税の納税証明書（該当する税目すべて） 4 収支決算書 5 常時雇用する従業員を証する書類 6 その他参考資料

第2号様式の4（第4条関係）

奨 励 措 置 指 定 書

(記 号 番 号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 閣

年 月 日付けの奨励措置指定申請について、津市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定します。

なお、外国企業事業所開設準備奨励金の交付申請については、次の交付基準に該当するものについて、申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交 付 基 準	申請期間	添付書類
外国企業事業所開設準備奨励金	外国企業の指定事業者が立地する際に、その開設準備の用に供するため、 を賃借する場合に、その賃借料3月分に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）を交付するものとする。	の3月分の賃借料の支払後30日以内	1 立地協定書の写し 2 の入居申込書及び賃貸借契約書の写し 3 賃貸料支払済みであることを証するもの 4 その他参考資料

第3号様式（第5条関係）

企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ④

〔 法人その他の団体にあつては
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

企業立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 立地の区分 新設・増設・移設
- 6 事業所の所在地
- 7 事業所の区分 産業業務施設・工場等・工場等（特定産業）
- 8 今回の申請年度 初年度・第2年度・第3年度
- 9 投下固定資産額及び従業員数

土 地 千円
投下固定資産額 千円 建 物 千円
償却資産 千円
従業員数 人（うち新規採用者 人）

10 交付申請額の内訳

投下固定資産	固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税額に相当する金額 (円)
土 地		
建 物		
償 却 資 産		
合 計		

11 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 市税の納税証明書（該当する税目すべて）
- (3) 収支決算書
- (4) 常時雇用する従業員を証する書類
- (5) その他参考資料

第4号様式（第5条関係）

研究開発施設立地奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

研究開発施設立地奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 立地の区分 新設・増設
- 6 事業所の所在地
- 7 今回の申請年度 初年度・第2年度・第3年度
- 8 投下固定資産額及び従業員数
- 土地 千円
- 投下固定資産額 千円 建物 千円
- 償却資産 千円
- 従業員数 人（うち新規採用者 人）

9 交付申請額の内訳

投下固定資産	固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税額に相当する金額 (円)
土 地		
建 物		
償 却 資 産		
合 計		

10 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 市税の納税証明書（該当する税目すべて）
- (3) 収支決算書
- (4) 常時雇用する従業員を証する書類
- (5) その他参考資料

第5号様式（第5条関係）

用地取得費助成奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ㊦

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

用地取得費助成奨励金の交付を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 奨励措置の指定を受けた日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号
- 5 用地取得場所 中勢北部サイエンスシティ・
ニューファクトリーひさい工業団地
津市 番地
区画 m²
- 6 用地取得面積等
- 7 立地の区分 新 設・増 設・移 設
- 8 今回の申請年度 初・2・3・4・5 年度
- 9 投下固定資産額及び従業員数
 土地 千円
 建物 千円
 償却資産 千円
 従業員数 人（うち新規採用者 人）
 投下固定資産額 千円

10 交付申請額の内訳及び算定方法

（ア又はイのうちいずれか低い方の額を交付する。）

ア	奨励金額	用地取得費 円×20/100×1/5 = 円
イ	限 度 額	5年間 計300,000,000円×1/5 = 60,000,000円

11 添付書類

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 市税の納税証明書（該当する税目すべて）
- (4) 収支決算書
- (5) 常時雇用する従業員を証する書類
- (6) その他参考資料

外国企業事業所開設準備奨励金交付申請書

$$(\overline{T} \quad \quad \quad)$$

電話

(4) その他参考資料

第7号様式（第6条関係）

奨励金交付決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 閣

年 月 日付けで交付申請のありました奨励金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 奨励金の種類及び額

内 訳	企業立地奨励金	円
	研究開発施設立地奨励金	円
	用地取得費助成奨励金	円
	※交付対象となる土地の地番	津市 番地
	外国企業事業所開設準備奨励金	円

2 交付年度 第 年度分

3 その他

第 8 号様式中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、「津市企業立地促進条例施行規則第 6 条」を「津市企業立地促進条例施行規則第 7 条」に改める。

第 9 号様式中「第 7 条関係」を「第 8 条関係」に、「津市企業立地促進条例施行規則第 7 条」を「津市企業立地促進条例施行規則第 8 条」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

第10号様式（第9条関係）

奨励措置指定取消通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市（記号番号）で通知しました奨励措置の指定については、次の理由により取り消しましたので、津市企業立地促進条例規則第9条の規定により通知します。

指定取消しの理由

第11号様式（第10条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

津市企業立地促進条例第8条の規定による承認を受けたいので、津市企業立地促進条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

承継に係る事項

被承継人の氏名又は名称 及 び 代 表 者 氏 名	
被承継者が指定を受けた 年 月 日 及び 指 定 番 号	年 月 日 指定番号 号
承 継 年 月 日	年 月 日
承継した事業所の所在地	
事 業 所 の 従 業 員 数	人
承 継 の 原 因	

添付書類

1 事業の承継を証明する書類

- (1) 事業承継契約書又はこれに相当する書類
- (2) 承継者の登記事項証明書

2 承継者に係る書類

- (1) 定款又は規約
- (2) 決算書又は試算表
- (3) 土地の登記事項証明書及び位置図
- (4) 建物の登記事項証明書及び位置図
- (5) 常時雇用する従業員を証する書類

- (6) 許認可事業である場合承継書類の写し
- (7) 環境保全協定の写し
- (8) その他参考資料

第12号様式（第10条関係）

地位承継承認書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 印

年 月 日付けで申請のあった地位の承継について、津市企業立地促進
条例施行規則第10条第2項の規定により承認します。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 13 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、定額給付金及び子育て応援特別手当に係る請求書については、署名をもって記名押印に代えることができる。

第32条に次の1号を加える

(19) 定額給付金及び子育て応援特別手当

第77条第1項中「（郵便貯金銀行を除く。）」を削り、同条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する支払の手続をしたときは、その旨を当該債権者に通知するものとする。ただし、会計管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

別表第1中

政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納 保管事務	市長が指名した職員
	東京事務所	所長		
	広報室	室長		
	市民税課	課長		
	資産税課			
	収税課			
	財産管理課			

を

政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納 保管事務	市長が指名した職員
	東京事務所	所長		
	広報室	室長		
	財政課	課長		
	市民税課			

	資産税課			
	収税課			
	財産管理課			

に改める。

第50号様式を次のように改める。

第50号様式 削除

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 14 号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成 18 年津市規則第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 防災危機管理室防災危機管理課所管の危機管理に係る事務

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 15 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 防災危機管理室の表防災危機管理課の部危機管理担当の項中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号中「（災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 危機管理の推進に関すること。

別表第 1 総務部の表総務課の部総務議事統計担当の項第 15 号中「指定統計等」を「基幹統計等」に改める。

別表第 1 スポーツ・文化振興室の表スポーツ振興課の部スポーツ振興担当の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

別表第 1 環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同表環境保全課の部環境保全担当の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 小規模飲料水供給布設事業に関すること。

別表第 1 都市計画部の表建築指導課の部建築安全担当の項第 9 号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の次に「（昭和 54 年法律第 49 号）」を加える。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び美杉村営バス運転者の
服務並びに勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 16 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び美杉村営バス運
転者の服務並びに勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 18 年津市規
則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 3 項中「半日勤務時間」を「4 時間の勤務時間」に改
める。

第 5 条第 1 項中「午後 0 時 45 分」を「午後 1 時」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条中「置き、又は前条第 1 項の規定により休息時間を」を削る。

第 15 条第 2 号中「160 時間」を「155 時間」に、「40 時間」を「
38 時間 45 分」に、「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 17 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 19 条第 1 項中「若しくは半日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時
間勤務職員等にあつては、1 日）」を削り、同項に後段として次のように加
える。

この場合において、不斉一型短時間勤務職員の 1 日を単位とする年次有
給休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間が 7 時間を超え 7 時間 45
分を超えない時間とされている場合で、その勤務時間のすべてを勤務しな
いときに使用できるものとする。

第 19 条第 2 項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用し
ようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、
当該残日数のすべてを使用することができる。

第19条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第21条第4項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間」を「1分」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第31条中「、第6条第1項」及び「、休息时间」を削る。

(美杉村営バス運転者の服務並びに勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 美杉村営バス運転者の服務並びに勤務条件に関する規則（平成10年美杉村規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「8時間」を「7時間45分」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 17 号

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、部長（津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号。以下「事務分掌規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 5 項第 1 号に規定する職員並びに津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号。以下「支所等処務規程」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいう。）、部次長（事務分掌規則第 4 条第 1 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号に規定する職員並びに工事事務所長並びに支所等処務規程第 4 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項に規定する職員をいう。）、課長（事務分掌規則第 4 条第 1 項第 3 号及び同条第 6 項第 1 号に規定する職員並びに同条第 2 項に規定する担当副参事並びに支所等処務規程第 4 条第 1 項第 3 号及び同条第 4 項第 1 号に規定する職員をいう。）又は室長（事務分掌規則第 4 条第 3 項に規定する職員及び支所等処務規程第 4 条第 2 項に規定する職員をいう。）が出張者であるときは、統合型文書管理システムへの登録（市長が指定する職員にあっては、外出簿への記載）を省略することができる。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 19 日

津市長 松 田 直 久

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令

津市自動車管理規程（平成 18 年津市訓令第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「により自動車を所管し、又は管理する担当主幹又は担当副主幹（以下「所管担当主幹等」という。）の許可を受けなければ」を「に所定の事項を記載しなければ」に改め、同条第 2 項中「所管担当主幹等」を「自動車を所管し、又は管理する担当主幹又は担当副主幹（以下「所管担当主幹等」という。）」に改め、「自動車運行記録簿により」を削る。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第2号様式 (第7条、第18条関係)

年 月 分 自 動 車 運 行 記 録 簿										車 両 管 理 者		担当主幹・ 担当副主幹		担 当		安全運転 管 理 者	
日	曜	行先地名及び 訪問	乗車人数又は 積載貨物名	出発及び 帰着時間	指示キロ数		所要 時間	燃 料 補給量	燃料補給店	課 運	及 び 名 転						
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									
				時 分	出発	km											
				時 分	帰着	km		立									

第3号様式（第7条関係）

自 動 車 使 用 願					
申 請 課 決 裁 欄	担担 当主 主副 幹主 ・幹		担 当		
次のとおり使用したいので許可願います。					
年 月 日 所属名 使用者 ㊟					
使用日時	年 月 日 午前 後 時 分から 午前 後 時 分まで				
使用目的					
行 先					
同乗者氏名					
運 転 士 名				免 許 の 種 類	
許可します。	担当主幹・担当副主幹		担 当		

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般
出先機関

津市自動車整備管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 19 日

津市長 松 田 直 久

津市自動車整備管理者規程の一部を改正する訓令

津市自動車整備管理者規程（平成 18 年津市訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

運 行 点 検 表

登録番号又は号車

年 月 日

良レ 否×

所 属 課 名		運 転 者 名		整備管理者	
1		1			
2		2			
3		3			

運 行 前 点 検 表									
点 検 箇 所	点 検 内 容	結 果			点 検 箇 所	点 検 内 容	結 果		
ブレーキ	ブレーキペダルの踏みしろ、きき具合及び片ざき	1	2	3	ワイパー・ウオッシュャ	作用・噴射状態及び液量	1	2	3
	ブレーキオイルの液量				後写鏡 反射鏡	写影			
	ブレーキ・レバーの引きしろ				クラクション	作用			
	エアブレーキの排気音の正常				反 射 器	汚れ			
	エアブレーキの空気圧力の上がり具合				自動車登録番号標・ 車両番号標	損傷			
車 体	内外の状態並びに窓ガラスの汚れ及び損傷				非常信号用具	有無			
					エ ア タ ン ク	凝水及び空気圧力			
灯 火 装 置 方向指示器	点滅具合並びに汚れ及び損傷				不 良 箇 所				
タ イ ヤ	空気圧				1				
	き裂及び損傷				2				
	磨耗				3				
	金属片、石その他の異物のはさまり				処 置 内 容				
	※溝の深さ				1				
燃 料 装 置	燃料の量				2				
					3				
原 動 機	※ラジエター等の水漏れ				運 行 前 点 検 時 刻				
	※冷却水の量				1	時 分			
	※ファンベルトの張り具合、損傷				2	時 分			
	※エンジンオイルの量				3	時 分			
運 行 後 点 検 表									
運 行 後 の 車体回りの 損 傷 確 認	前後				運 行 後 点 検 時 刻				
					1	時 分			
					2	時 分			
	側面				3	時 分			
					整備管理者の処置				

（※印については、毎時80キロメートル以上で走行可能な道路を走行する場合には、必ず点検すること。）

（エアブレーキ及びエアタンクの点検については、バスのみとする。）

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般
出先機関

津市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月19日

津市長 松 田 直 久

津市文書管理規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第2条第2項に規定する工事事務所を含む。）」を削り、同条第4号中「津市事務分掌規則」の次に「（平成18年津市規則第6号）」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条第6号中「課又は室」を「津市事務分掌規則第2条第2項に規定する工事事務所、課及び室（以下「課等」という。）」に改める。

第4条第2項中「課及び室」を「課等」に改める。

第6条中「、第15条第1項」を削る。

第7条を次のように改める。

（文書取扱責任者の設置）

第7条 課等に文書取扱責任者を置き、所属長の指名する担当主幹又は担当副主幹をもって充てる。

第8条中「課又は室」を「課等」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第4号中「数課又は室」を「複数の課等」に、「課又は室」を「課等」に改める。

第12条中「課又は室」を「課等」に改める。

第14条中「課若しくは室」を「課等」に改める。

第15条第1項及び第2項中「課又は室」を「課等」に改める。

第17条第2項中「課又は室」を「課等」に、「課若しくは室」を「課等」に改める。

第18条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、承認する上司が事故又は不在のときは、その者の上司

の承認又は決裁者の決裁を受けることができる。

第 2 1 条中「課若しくは室」を「課等」に改め、同条第 1 号中「課又は室」を「課等」に改める。

第 2 2 条中「課又は室」を「課等」に改める。

第 2 4 条第 3 項中「課若しくは室」を「課等」に改める。

第 3 0 条中「課名若しくは室名」を「課等の名称」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理上必要な場合は、総務課長の承認を得て、特定の記号及び番号を使用することができる。

3 前項の規定により特定の記号及び番号を使用する場合は、施行日、件名、あて先等を発送簿に別途記載するものとする。

第 3 5 条第 2 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 4 1 条第 1 項中「8 月」を「8 月まで」に改める。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第11条関係）

特 殊 文 書 収 受 簿

月 日	種 別	課 名	発 信 先	受領印	区 分 (金 額)	備 考
	電 報 書 留 (現金・現金以外) 親 展 配 達 証 明 その他の特殊文書				現 金 円 為 替 等 切 手 別添切手	
	電 報 書 留 (現金・現金以外) 親 展 配 達 証 明 その他の特殊文書				現 金 円 為 替 等 切 手 別添切手	
	電 報 書 留 (現金・現金以外) 親 展 配 達 証 明 その他の特殊文書				現 金 円 為 替 等 切 手 別添切手	
	電 報 書 留 (現金・現金以外) 親 展 配 達 証 明 その他の特殊文書				現 金 円 為 替 等 切 手 別添切手	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

共通専決事項（決裁区分欄の表示は、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる専決事項を除き、専決処理することができる職の区分を示す。）

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	課長（室長）	部次長	部長	副市長
1 部内各課の調整及び取りまとめに関すること。			○		
2 関係諸団体の指導及び同団体との連絡調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	
3 計画の策定及び変更に関すること（極めて重要なものを除く。）。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
4 計画の推進及び進行管理に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
5 次に掲げる文書の処理（極めて重要なものを除く。）に関すること。 許可 認可 照会 回答 申請又は願い 届け 進達 副申 通知又は通報 報告	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

依頼 通達					
6 津市情報公開条例 （平成18年津市条例 第22号）の規定に基 づく公文書の開示に 関すること。ただし、 市長が特に指定する 公文書の開示は、課 長（室長）の専決事 項とする。				○	
7 津市個人情報保護 条例（平成18年津市 条例第24号）の規定 に基づく個人情報の 開示等に関すること。				○	
8 公文書（その写し を含む。以下同じ。） の閲覧若しくは縦覧 又は謄本、抄本その 他の写し若しくは証 明書等の交付（津市 情報公開条例及び津 市個人情報保護条例 の規定に基づく公文 書の閲覧又は写しの 交付を除く。）に関 すること。	○				
9 専用公印の管守に 関すること。	○				
10 普通財産の処分に 関すること。				1,000万 円未満の	1,000万 円以上

				もの	2,000万 円未満の もの
11 火災保険等の加入 及び請求に関するこ と。		○			
12 道路通行の禁止及 び制限に関すること。				○	
13 公用車の管理に関 すること。		○			
14 職務に専念する義 務の免除（津市職員 の職務に専念する義 務の特例に関する条 例（平成18年津市条 令第33号）第2条第 1号及び第2号並び に津市職員の職務に 専念する義務の特例 に関する規則（平成 18年津市規則第21号） 第2条第5号の規定 による職務の免除（ その免除期間が7日 以上の場合を除く。） をいう。）に関する こと。 （1） 部長及び部長 相当職に係るもの （2） 部次長及び部 次長相当職に係る もの				○	○

(3) 課長及び課長 相当職に係るもの			○		
(4) 課等の所属職員 に係るもの		○			
15 出張及び時間外勤務の命令、管理職員 特別勤務、休暇並び に欠勤に関すること。 (1) 部長及び部長 相当職に係るもの (2) 部次長及び部 次長相当職に係る もの (3) 課長及び課長 相当職に係るもの				○	○
16 課等の所属職員の 出張及び時間外勤務 の命令、管理職員特 別勤務（担当主幹に 係るものに限る。）、 休暇並びに欠勤に関 すること。		○			
17 部内の予算の調整 に関すること。				○	
18 工事に伴う他人の 土地の一時使用又は 当該土地への立入り に関すること。		○			
19 工事の監督員の任 命に関すること。			○		
20 工事用資材の管理 に関すること。	○				

21 課等の所管に属する財産の管理及びこれらの登記又は登録に関すること。		○			
22 工事の立案、調査、設計及び実施についての指導及び調整に関すること。			○		
23 工事又は製造の請負に係る下請業者の承認に関すること。			○		
24 工事又は製造の請負に伴い付する当該工事又は製造の請負の期間内における当該工事又は製造に係る火災保険に関すること。		○			
25 物品の検収員の指定に関すること。		○			
26 物品の出納及び検査に関すること。		○			
27 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上4,000万円未満のもの	4,000万円以上のもの

に付議されるものを除く。)に係る予定価格の決定に関する こと。						
28 次に掲げる事項の支出負担行為及び執行に関すること。ただし、法令、契約等により単価が設定されているもの又は別途承認済みのものに係る支出負担行為及び執行は、課長（室長）の専決事項とする。						
(1)	報酬		○			
(2)	共済費		○			
(3)	災害補償費			10万円未満のもの	10万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの
(4)	賃金		○			
(5)	報償費		10万円未満のもの	10万円以上20万円未満のもの	20万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの
(6)	旅費		○			
(7)	交際費				3万円未満のもの	3万円以上のもの
(8)	消耗品費 需用 燃料費 費		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上のもの	

			のもの		
	食糧費	3万円未 満のもの	3万円以 上のもの		
	印刷製本 費	100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
	光熱水費	○			
	修繕料	100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
	賄材料費	○			
	飼料費 医薬材料 費	100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
(9) 役務 費	通信運搬 費	○			
	保管料 広告料	100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
	手数料 筆耕翻訳 料 火災保険 料 自動車損 害保険料 その他賠	○			

	償責任保 険料				
(10) 委託料					
ア 工事又は製 造の請負に係 る調査、測量、 設計等の委託 料		1,000万 円未満の もの	1,000万 円以上 9,000万 円未満の もの	9,000万 円以上 15,000万 円未満の もの	15,000万 円以上の もの
イ その他の委 託料		100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上 1,000万 円未満の もの	1,000万 円以上の もの
(11) 使用料及び 賃借料		100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上 1,000万 円未満の もの	1,000万 円以上の もの
(12) 工事請負費 (前金払及び部 分払に関するこ とを含む。)		1,000万 円未満の もの	1,000万 円以上 9,000万 円未満の もの	9,000万 円以上 15,000万 円未満の もの	15,000万 円以上の もの
(13) 原材料費		100万円 未満のも の	100万円 以上300 万円未満 のもの	300万円 以上のも の	
(14) 公有財産購 入費			50万円未 満のもの	50万円以 上2,000 万円未満 のもの	2,000万 円以上の もの
(15) 備品購入費		100万円	100万円	300万円	

		未満のもの	以上300万円未満のもの	以上のもの	
(16) 負担金、補助及び交付金		100万円未満のもの	100万円以上300万円未満のもの	300万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(17) 扶助費				○	
(18) 貸付金				○	
(19) 補償金及び補填金 (欠損補填金及び繰上充用金を除く。)		100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(20) 賠償金				50万円未満のもの	50万円以上のもの
(21) 償還金、利子及び割引料 (既定償還計画に基づくものは、課長(室長)上限なし。)		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(22) 投資及び出資金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(23) 積立金					
(24) 寄附金					
(25) 公課費		○			
(26) 繰出金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
29 収入金の収入命令		○			

及び戻出命令に関する こと。					
30 収入金の科目更正 命令に関すること。		○			
31 支出命令及び戻入 命令に関すること。 (1) 部長以上の専 決事項に属するも の (2) 部次長の専決 事項に属するもの (3) 課長(室長) の専決事項に属す るもの			○	○	
32 予算の流用命令に 関すること(別途部 長承認済みのものは、 課長(室長)上限なし。)				○	
33 支出金の科目更正 命令に関すること。		○			
34 寄附金品の収受に 関すること。		20万円未 満のもの	20万円以 上30万円 未満のも の	30万円以 上50万円 未満のも の	50万円以 上100万 円未満の もの
35 収入金の賦課又は 調定及び徴収に関す ること。		○			
36 収入金の減免及び 徴収猶予に関するこ と。		○			
37 収入金の延滞金の		○			

減免及び徴収猶予に 関すること。					
38 収入金の滞納処分 及びこれに伴う登記 又は登録に関すること。				○	
39 以上に掲げるもの 以外のもの		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	

※ 表中の「27 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）に係る予定価格の決定に関すること。」に掲げる金額は当該契約に係る設計金額又は予算金額を、その他の金額については1契約単位の契約時等における予定価格又は執行時における予定金額を示す。

別表第2個別専決事項の表政策財務部の表収税課の項中

15	市税等の収入金の戻出 命令に関すること。		○			
----	-------------------------	--	---	--	--	--

を削る。

別表第3個別専決事項の表工事事務所の表中

4	津市情報公開条例の規定に基づき 公文書の開示に関すること。				○	
---	----------------------------------	--	--	--	---	--

を

4	津市情報公開条例の規定に基づき 公文書の開示に関すること。 ただし、市長が特に指定する公文書の開示は、担当副参事の専決事項とする。				○	
---	---	--	--	--	---	--

に、「津市個人情報保護に関する条例」を「津市個人情報保護条例」に、

24	以上に掲げるもののほか、軽易なものと認めるもの。				○	
----	--------------------------	--	--	--	---	--

を

24	以上に掲げるもの以外のもの		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	
----	---------------	--	-------	---------	-------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

津市防災行政無線局管理運用規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する津市防災行政無線局の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 固定系 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行う通信系をいう。
- (3) 移動系 基地局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う通信系をいう。
- (4) 親局 固定系無線局のうち子局及び戸別受信機に対し、通報を送信する無線局をいう。
- (5) 遠隔制御局 親局と有線で接続された送信設備で、親局の送信機能を遠隔制御できる機能を持つ送信設備をいう。
- (6) 子局 親局から受信して放送ができ、又は単独で自局放送ができる屋外設備をいう。
- (7) 戸別受信機 親局から受信して情報を伝達することができる屋内受信設備をいう。
- (8) 基地局 陸上移動局との通信を行うために設置された移動しない無線局をいう。

(9) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。

(10) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(総括管理者)

第3条 無線局の管理及び運用を総括するため総括管理者を置く。

2 総括管理者は、管理責任者を指導監督する。

3 総括管理者には、防災危機管理室長をもって充てる。

(無線局の職員)

第4条 無線局の業務を行うため、管理責任者、通信取扱責任者、管理者及び通信取扱者（無線局の運用を行う者をいう。以下同じ。）を置く。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の指示に従い、無線局の管理及び運用を行うとともに、通信取扱責任者を指導及び監督する。

2 管理責任者には、防災危機管理課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 通信取扱責任者は、管理責任者の指示に従い、無線局の管理及び運用を行う。

2 通信取扱責任者には、災害対策担当副参事、防災危機管理担当副参事及び消防本部通信指令課長をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、管理責任者の指示に従い、配置された無線局を管理する。

2 親局、遠隔制御局及び基地局並びに陸上移動局が配置された施設等を所管する課等の長を管理者とする。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指示に従い、電波法その他関係法令を遵守しなければならない。

(無線従事者の配置、養成等)

第9条 管理責任者は、無線局の運用体制に応じた無線従事者の適正な配置に努めるものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、無線従事者の養成に努めるものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の配置状況その他の現状を把握するため、無線

従事者名簿を作成し、管理するものとする。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信 災害時及びその発生が予想されるとき（以下「災害時等」という。）の緊急時に行う通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 子局及び戸別受信機に対し、又は陸上移動局に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の試験のために行う通信をいう。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用基準によるものとする。

(通信の統制)

第12条 管理責任者は、災害時等に、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、通信を切断し、割り込み、通信順序の指示を行い、又はこれらの措置を講ずる状態にする等、必要な通信統制を行うことができる。

(事故の場合の措置)

第13条 管理者は、無線設備の事故により通信ができなくなった場合は、必要な措置をとるとともに、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(書類等の管理)

第14条 管理責任者は、電波法その他関係法令の規定による業務書類を管理保管するものとする。

- 2 通信取扱責任者は、電波法その他関係法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 通信取扱責任者は、通信の都度、無線業務日誌を作成し、管理責任者に報告するものとする。

(無線設備の保守点検)

第15条 通信取扱責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検

2 前項各号の点検方法は、管理責任者が別に定める。

- 3 第1項の保守点検の結果、通信取扱責任者は、異常を発見した場合、直ちに管理責任者に報告するとともに、遅滞なく復旧に必要な措置をとり、その結果について総括管理者及び管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第16条 管理責任者は、災害時等に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び情報伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第17条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法その他関係法令、無線局の運用、取扱い等の研修を行うものとする。

(備付簿冊等)

第18条 無線局に備え付ける簿冊等は、次に掲げるものとし、管理責任者が管理するものとする。

- (1) 無線局開設に係る免許状（送信装置のある見やすい場所に揚げ、陸上移動局はこれに代わる証票を無線設備本体に貼付する。）
- (2) 電波法その他関係法令
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線検査簿
- (7) 無線従事者選（解）任届けの写し
- (8) 津市防災行政無線局管理運用規程
- (9) 地域防災計画

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。